別表六の二(十)の表中「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の二(十一)の表中「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の２」を「第68条の15」に改める。

別表六の二(十一)の表中「個別帰属額基準額の残額 ⑬又は（⑬－⑻）」を「個別帰属額基準額の残額 （⑬又は（⑬－⑻））－（別表六の二(九)「４」×別表六の二(九)「３」の内書／別表六の二(九)「３」）」に、「連結所得の金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「50の①」）」に、「総調整前連結税額基準額の残額 ㉘又は（㉘－㉕）」を「総調整前連結税額基準額の残額 （㉘又は（㉘－㉕））－（各連結法人の別表六の二(九)「４」の合計×各連結法人の別表六の二(九)「３」の内書の合計／各連結法人の別表六の二(九)「３」の合計）」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号及び第３号において「平成22年改正法」という。）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成22年旧効力措置法」という。）」に改め、同第11号中「租税特別措置法第68条の15第１項」を「平成22年旧効力措置法第68条の15第１項」に改め、「規定する情報基盤強化設備等」の次に「（以下この号において「情報基盤強化設備等」という。）」を、「この場合に、」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）附則第41条第１項（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の」を加え、「合計額は」を「合計額（平成22年４月１日前に開始し、同日以後に終了する連結事業年度については、当該連結事業年度開始の日から平成22年３月31日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の別表六の二（十二）付表の「差引改定取得価額 (5)－(6) (7)」の金額の合計額）は」に改め、同第11号中「租税特別措置法第68条の15の２」を「平成22年改正法附則第111条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第68条の15」に改める。